

## **通学路点検の一年の流れについて**

### **【通学路点検の目的】**

亀山市では、子どもたちがより安全安心に通学できるよう、毎年、各校（園）PTAと地元自治会から安全対策を要する箇所について、各学校（園）へ要望を提出していただき、教育委員会、道路管理者（三重県、亀山市）、警察署、学校、PTAで合同点検を実施し、現地を確認しながら安全対策を協議検討しています。

通学路点検については、毎年下記の流れに沿って行われます。

（通学路要望は、市PTA連合会事務局（事務局担当学校（園））を通じて、市生涯学習課に提出してください。）

### **4.5月<通学路要望該当箇所の検討>**

通学路において、改善、修繕が必要と思われる箇所を、自治会・学校（園）・各学校（園）PTA等で検討し、共通認識として自治会・学校での情報共有を図り、自治会・学校との了承を得た上で提出を行ってください。

- 地域、保護者（PTA）、学校（園）職員連携による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。
- 通学する児童・生徒の人数においては、通学等に利用する時間帯の交通量を勘案し、地権者等のご理解を十分に考慮の上、検討してください。
- 他の道路要望とは重複の無いよう、十分に整合してください。

### **6月<通学路要望書類の提出>**

学校は点検結果をもとに、改善要望書（地域代表（自治会長）、各学校（園）PTA代表、各学校長（園長）捺印）を作成し、市PTA連合会事務局を通じて、市教育委員会生涯学習課に提出します。

※提出の際には、次の点にご留意下さい。

○要望書の宛先においては、対象が県道の場合は、鈴鹿建設事務所長、市道の場合は、亀山市長、横断歩道・道路標識・信号機の場合は、亀山警察署宛にて記載してください。

なお、ご不明の場合は、教育総務課にお問い合わせ下さい。

○要望の提出が新規か継続かはよく把握していただき、継続であればいつから要望しているのか十分把握してください。

## 7.8月 < 通学路合同点検の実施 >

改善要望書をもとに、地域代表、各学校（園）PTA代表、学校、警察、道路管理者、教育委員会等で合同点検を実施し（但し、該当年度の新規要望箇所のみ）、意見交換危険要因や代替方法の有無を確認します。あわせて、実施に向けての課題やその解決について意見交換を行います。

※実際の実施までには、市・警察・道路管理者が事前に該当箇所を検討し実施の際には、要望を出した経緯や理由を聞き取りますので、点検に参加される方は必ず経緯や理由を把握していただきますようお願いいたします。点検当日に現場にて要望内容等のご説明をさせていただきます。（各学校（園）PTAもしくは学校職員）

また、現場への案内や点検の順番の設定もお願いいたします。

## 随時 < 交通安全プログラム会議の開催 >

実施が終了しましたら、県・警察・市道路管理者・市教育委員会等が参加し、交通安全プログラムの会議を開催し、通学路要望の予算の要求や施工に向けた検討を行います。なお、年度内の予算で対応できるものは、年度内に対応されます。

## 9・10月 < 県・警察の予算要求と教育懇談会での通学路要望の回答 >

県・警察にあたっては、予算要求を10月までに行うため、毎年開催されます教育懇談会にて通学路要望の回答を行います。

## 年度末～翌年度 < 通学路要望の回答及び公表 >

市にあたっては、予算の決定が3月になるため、4月以降に回答し、市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関等で検討した結果を市教育懇談会やホームページ等で公表します。

### ※留意事項

○通学路要望においては、市通学路交通安全プログラムをもとに、要望→点検→協議→判定という年度を通したプロセスを踏んで行うものであることから、国・県・市に対する道路要望としては、優先度が高くなります。要望書をご提出の際は、必ず自治会・各学校（園）・各学校（園）PTA等で情報の共有を行って下さい。

○通学路要望の提出は例年5月頃となります。毎年の細かな日程については、市PTA連合会事務局を通じて文書にて通達しますが、期限厳守でお願いします。

○通学路に該当していない道路につきましては、当プログラムの要望にはあてはまりませんので、通学路であることをよく確かめたうえで、ご提出ください。

○通学路に関しての要望は、様々なプロセスを経て実施してまいりますことから、この機会でのみの受付とさせていただきます。

期限を越えてからの要望は原則お受けすることができません。